

訪問看護ステーションこころ

重要事項説明書  
兼サービスご利用契約書



動けば、つながる！一期一会のこころ

## 1 事業所の紹介

訪問看護ステーションこころは「おひさまcreate株式会社」が運営する事業所として、居宅における訪問看護事業、介護予防訪問看護事業、及び訪問看護に付帯する訪問リハビリテーションサービスを提供いたします。

### (1) 事業者の概要

事業者	おひさまcreate(クリエイト) 株式会社
法人番号	2330001026323
所在地	熊本県天草市佐伊津町1426番地1
連絡先	電話：0969-66-9122 FAX：0969-66-9133
代表者	代表取締役 塚元 麻理子
理念	天草市に住むご高齢者、疾患を持つ全ての人々が、その人らしさを損なわず、安心して生を全うできる地域づくりに貢献します。

### (2) 訪問看護サービス（訪問看護に付帯するリハビリテーションサービス）を提供する事業所（本体）

事業所名	訪問看護ステーションこころ
所在地	熊本県天草市佐伊津町1426番地1
連絡先	電話：0969-66-9122 FAX：0969-66-9133 緊急時・夜間専用電話：080-1753-8429
管理者名	看護師 塚元 麻理子
サービス種類	指定訪問看護（指定予防訪問看護）
介護保険指定番号	4361590096号
サービス提供地域	天草市（本渡地域、五和町御領地区、五和町城河原地区、五和町鬼池地区）

### (2) 訪問看護サービス（訪問看護に付帯するリハビリテーションサービス）を提供する事業所（サテライト）

事業所名	訪問看護ステーションこころ サテライト燐（さん）
所在地	熊本県天草市志柿町5289-1
連絡先	※本体事業所と同じ 電話：0969-66-9122 FAX：0969-66-9133 緊急時・夜間専用電話：080-1753-8429
管理者名	看護師 塚元 麻理子
サービス種類	指定訪問看護（指定予防訪問看護）
サービス提供地域	天草市（志柿町、下浦町、栖本町、倉岳町、有明町大島子）

※サービス提供地域以外の方はご相談ください。

### 訪問看護ステーションこころ行動指針

利用者様、ご家族及び連携機関への態度について	目の前の人最大の関心を持って寄り添い、自然と笑顔を引き出せる私達でありたい。
事業所内の仲間と、自らの能力の発揮について	同じ時間を生きる仲間とともに、温かいチームワークの中で、自分に備わった力が十分に発揮できる私達でありたい
地道な努力が生み出す地域の信頼について	愚直なほどの誠実さを持ち、地域の人々に貢献し、信頼される私達でありたい
経験や学びを礎とし、躊躇なく判断、行動することについて	常に、自分のこころに正直な私達でありたい。
たった一つしかないご縁のために	動けば、つながる。 一期一会の心。

### (3) 営業時間

平日	午前8：30～午後5：00
土曜日	休み
定休日	土日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）

### (4) 職員体制

	従事する職務内容	常勤	非常勤	計
管理者／看護師	職員管理・サービス提供についての管理業務	1名	0名	1名
看護師	訪問看護サービスの提供	5名	1名	6名
准看護師	訪問看護サービスの提供	2名	0名	2名

理学療法士	訪問看護サービスに付帯する リハビリテーションサービス の提供	0名	2名	2名
言語聴覚士	訪問看護サービスに付帯する リハビリテーションサービス の提供	0名	1名	1名
事務員	訪問看護サービス提供に係る 事務・会計業務	0名	2名	2名

## 2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0969-66-9122

担当者 : 塚元 麻理子

受付時間 : 午前8：30～午後5：00

※ご不明な点は何でもお尋ねください。

## 3 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

要介護（要支援）状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護計画書を立案の上訪問看護サービスを提供し、住み慣れた居宅において、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう必要な看護（リハビリ）サービスを提供します。

### (2) 運営方針

ご利用者様の心身の状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

## 4 ご利用料金…サービスの提供時間によって料金が変わります。 介護保険ご利用の場合

### (1) 基本料金：介護保険（訪問看護費）

\*1単位=10円

サービス所要 時間	単位数	金額	ご利用者様 負担額 ※1割の場合)
訪問看護師による訪問 ※（ ）内は予防訪問看護	20分未満 314 (303) 単位	3114 (3030) 円	314 (303) 円
	20分以上30分未満 471 (451) 単位	4710 (4510) 円	471 (450) 円
	30分以上60分未満 823 (794) 単位	8230 (7940) 円	823 (794) 円
	60分以上90分未満 1128 (1090) 単位	11280 (10900) 円	1128 (1090) 円
理学療法士及び言語聴覚士による訪問	1単位20分として 294 (284) 単位	2940 (2840) 円	294 (2940) 円
＊早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は基本単位の25%増しとなります。			
＊深夜（午後10時～午前6時）は基本単位の50%増しとなります。			

\*ご利用者様負担額は「負担割合が1割」の場合の額となります。2割負担の方はそれぞれの金額を倍にした額となります。

＊介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

### (2) サービスの加算料金

加 算 項 目	単 位	ご利用者様負担額 (1割の場合)
初回加算Ⅰ	300 単位	300 円
初回加算Ⅱ（病院・診療所からの退院日に初回訪問看護を行った場合）	350 单位	350 円
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）	500 单位	500 円
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）	250 单位	250 円
緊急時訪問看護加算1 (1月につき)	600 单位	600 円
緊急時訪問看護加算2 (1月につき)	290 单位	290 円
ターミナルケア加算（死亡月）	2500 单位	2500 円
サービス提供体制強化加算2 (1月につき)	3 单位	30 円

複数名訪問 加算	所要時間30分未満の 場合	254単位		254円
	所要時間30分以上の 場合	402単位		402円
長時間訪問看護加算	300単位			300円
退院時共同指導加算	600単位			600円
看護・介護職員連携強化加算	250単位			250円
口腔ケア加算（1回につき）	50単位			500円

※これらの加算はすべての方々に適応されるわけではなく、ご利用者様の状況に応じ必要な加算をつけさせていただくことになります。

### 1ヶ月の利用料の算出方法

$$\text{○○○単位} \times [\text{サービス利用回数}] \times 0.1 = \text{合計 } \underline{\text{A}} \text{ 円}$$

↓

$$\underline{\text{A}} \text{ 円} + [\text{加算料金}] + [\text{保険外費用}] = \text{利用料金合計 } \underline{\text{B}} \text{ 円}$$

#### (3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

#### (4) 交通費

サービス対象地域を超えての訪問については、下記の交通費をいただきます。

通常の実施地域	無料
通常の実施地域を超えて5km未満の地域	100円（一回の訪問につき）
通常の実施地域を超えて5km以上の地域	200円（一回の訪問につき）

#### (5) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルをされる場合は、事業所までご連絡ください。

#### (6) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日ごろに請求しますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

### 医療保険ご利用の場合

#### (1) 基本料金：医療保険（訪問看護療養費）

\*1単位=10円

訪問看護基本療養費	金額	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
I (1日につき)				
週3日まで 週4日目以降 (特定疾患の方)	5550円 6550円	555円 655円	1110円 1310円	1665円 1965円
緩和・褥瘡ケアの専門看護師による訪問	12850円	1285円	2570円	3855円
訪問看護基本療養費 II (1日につき)	* 「同一建物居住者」に対する訪問看護のこと。同一日に複数の利用者に対して同一訪問看護事業所からの訪問看護が実施された場合に算定する。			
週3日まで 週4日目以降 (特定疾患の方)	4300円 5300円	430円 530円	860円 1060円	1290円 1590円
緩和・褥瘡ケアの専門看護師による訪問	12850円	1285円	2570円	3855円
訪問看護基本療養費 III (1回につき)	* 入院中の利用者が一時的に外泊等を行った際に行われる訪問看護。 特別管理加算算定中の特定疾患の方が対象。入院中kara2回のみ可能。			
入院中1回 (状態によっては2回)	8500円	850円	1700円	2550円
訪問看護管理療養費 I (1日につき)	安全な訪問看護を提供するために、訪問看護ステーションと主治医、利用者又は家族との連絡・相談・安全管理体制を整備する。			
月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
月の2日目以降	3000円	300円	600円	900円

## (2) サービスの加算料金

加算項目	金額
緊急訪問看護加算 (1日につき)	2650円
長時間訪問看護加算 (1回につき)	5200円
複数名訪問看護加算 (週1回に限り)	4500円
夜間・早朝訪問看護加算 (1回につき)	2100円
深夜訪問看護加算 (1回につき)	4200円
特別地域訪問看護加算 (1月につき)	基本療養費の50%
難病等複数回訪問加算 (1日につき)	2回／日4500円 3回／日8000円
24時間対応体制加算 (1月につき)	6400円

特別管理加算（1月につき）	2500円又は5000円
退院時共同指導加算（1回につき）	8000円
退院した当日の訪問看護加算（当日のみ）	6000円
ターミナルケア加算（死亡時）	25000円

\*ご利用者様負担額については所得区分等で変わる場合がございますので、詳細はお尋ねください。

#### (4) 別途料金

交通費（通常の実施地域内の交通費はいただきません）

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	通常の事業の実施地域を越えて5km未満の地域	100円 (一回の訪問につき)
	通常の事業の実施地域を越えて5km以上の地域	200円 (一回の訪問につき)

#### その他保険適用外料金

項目	ご利用料金				自費訪問看護のご利用条件	
	区分	30分未満	30分以上1時間未満	以降30分経過毎		
1, 保険適用外の訪問看護（非課税）	8時～18時	4,500円	8,000円	4,000円	介護保険及び医療保険算定外 ①90分を超えた場合（長時間訪問看護加算算定時は除外） ②緊急時等諸事情で受診付き添い等が必要となった場合 ③その他保険算定外となつた場合	
	早朝時間帯 (6時～8時) 夜間帯 (18時～22時)	5,800円	10,200円	5,000円		
	深夜帯 (22時～翌日6時)	6,800円	11,500円	6,000円		
	5分以内 (自費訪問看護30分未満利用の場合)	(5分ごと) 750円				
	5分以内 (自費訪問看護30分以上利用の)	(5分ごと) 700円				

	場合)		
	10分以内 (自費訪問看護 30分未満利用の 場合)	(10分ごと) 1500円	
	10分以 内 (自費訪問看護 30分以上利用の 場合)	(10分ごと) 1300円	
	理学療法士及び 言語聴覚士によ る訪問 (1単位あ たり20分とし て)	1単位2800円	保険算定がで きない場合
2, 営業日以 外の訪問看護 (土日及び12 月30日、31 日、1月1日、 2日、3日)	1回につき	1,000円	医療保険ご利用の方に限る
3, エンゼル ケア (ご逝去 後のケア)	1回につき	11,000円 (税込)	訪問看護と連 続して行われ る場合

### (5) キャンセル料金

①ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡がなかった場合	当該基本料 金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

### (2) サービスの終了

#### 1 ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

## 2 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

## 3 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

## 4 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

## 5 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

(1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

## 6 秘密の保持

- ・本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 7 虐待防止

- ・本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

(1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3) 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 8 身体拘束等の禁止

サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとします。ステーションは、身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、その際の甲の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

## 9 事故発生時の対応

ご利用者様に対する事故が発生した場合には、速やかに担当の介護支援専門員、市町村等への連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。事業所が保有、使用または管理している施設、設備、用具などの不備や業務活動中のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊などが生じ、被害者側との損害問題が発生した場合の補償として下記保険会社に入会しております。

保険会社名	東京海上日動火災保険会社
保険名	あんしんプロジェクトW、超ビジネスプロジェクト
保険の概要	事業活動包括保険・訪問看護業務における従業者災害補償

## 10 緊急時の対応方法業務災害

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主 治 医	病 院 名	くらたけ小松医院
	主治医氏名	小松 太陽 先生
	連 絡 先	0969( 64 )3737
ご 家 族 第一連絡先	氏 名	様
	連 絡 先	
第二連絡先	氏 名	様
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの連絡基準	緊急時及び連絡相談.	



【事業者】 住 所： 熊本県天草市佐伊津町1426番地1  
法人名： おひさま c r e a t e 株式会社  
代表者： 塚元 麻理子 印

【事業所】 住 所： 熊本県天草市佐伊津町1426番地1  
事業所名： 訪問看護ステーションこころ  
(指定番号 4361590096)

担当者 \_\_\_\_\_ より、重要事項説明書の内容について説明を受け、  
了承しました。

令和 年 月 日

【ご利用者】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【代理人】 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(続柄 )

代理理由； (甲の身元引受人 · 甲が自署できないため署名代行)

※上記いずれかに○をつけて下さい。

# 訪問看護サービス利用契約書

利用者 様以下「甲」という。)と事業者 おひさまcreate株式会社(以下「乙」という。)とは、訪問看護サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

## 第1条 (目的)

1. 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて、生活の質を確保し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう甲の療養生活を支援し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。
2. 乙は、訪問看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分および甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

## 第2条 (契約期間)

1. (1)本契約期間は、本契約締結日から要介護（または要支援）認定の有効期間満了日までとします。有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（要支援）認定有効期間の満了日までとします。  
(2)医療保険適用の場合は、契約締結日から1年間とします。  
(3)介護保険と医療保険の両方を適用する場合には期間の長い方を有効期間とします。
2. 前項の契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は更新前の契約期間の満了日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日まで、医療保険の場合は契約締結から1年間とします。

## 第3条 (運営規定の概要)

乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業者の勤務体制などは、重要事項説明書に記載した通りです。

## 第4条 (訪問看護計画の作成)

1. 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成し訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
2. 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4. 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
  - 1 甲の心身の状況、置かれている環境などの変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
  - 2 甲が訪問看護サービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合
5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。乙は、訪問看護計画を作成、または変更した際には、これを甲及びその後見人または家族に対し、説明し、その同意を得るものとします。

#### 第5条 (主治医との関係)

1. 乙は訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 乙は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な関係を図ります。

#### 第6条 (担当の訪問看護師)

1. 乙では、固定の担当制を設けておりません。複数の看護師の視点から全身状態の観察、把握できるよう努めています。
2. 甲は、乙に対し訪問看護師の変更を申し出ることができます。その場合第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に沿うようにいたします。

#### 第7条 (訪問看護サービスの内容及びその提供)

1. 乙は、訪問看護師を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書記載の訪問看護を提供します。
2. 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するごとに、「当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬などの必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
3. 乙は、甲の訪問看護サービスの実施状況などに関わる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
4. 甲及びその家族（家族がいない場合は後見人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但しこの閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

#### 第8条 (居宅支援事業者等との連携)

乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者またはその保健・医療・福祉サービスを提供する者の密接な関係に努めます。

#### 第9条 (協力義務)

甲は、乙が甲のため、訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力します。

## 第10条（苦情対応）

乙は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問看護サービスについて甲、甲の家族または後見人から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

## 第11条（緊急時の対応）

乙は、甲の緊急時及び事故発生時には速やかな現場対応及び連携をとり、適切な対応を行います。

## 第12条（費用）

1. 乙が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載した通りです。
2. 甲は、サービス対価として、前項費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
3. 乙は提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適応を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
4. 乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
5. 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
6. 乙は、甲が正当な理由もなく訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
7. 乙は、訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1か月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
8. 乙は前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

## 第13条（利用者負担額の滞納）

1. 甲が正当な理由なく利用者負担額を2か月以上滞納した場合は、乙は30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護サービス事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
3. 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

- 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

#### 第14条（秘密保持）

- 乙は正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、及びその家族または後見人の秘密を洩らしません。
- 乙及びその職員は、サービス担当者会議等において、甲及びその家族または後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的を説明し同意を得なければ、使用することができません。

#### 第15条（甲の解除権）

甲は7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

#### 第16条（乙の解除権）

- 乙は、甲が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行ないます。

#### 第17条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- 甲が第15条により契約を解除したとき。
- 乙が第13条又は第16条により契約を解除したとき。
- 甲が介護保険施設への入所や医療機関へ1か月以上の入院をした場合。
- 甲が死亡した場合
- 乙が介護へお兼サービス事業の指定を取り消された場合または事業を廃止した場合
- 乙が本契約にかかる事業を譲渡または撤退した場合

#### 第18条（損害賠償）

- 乙は、訪問看護サービスの提供に際し、甲に事故が発生した場合には、速やかに主治医、区市町村、介護支援専門員、甲の家族または後見人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 乙は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。

3. 乙は、事故により、甲の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、直接発生した損害に限り、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

#### 第19条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関してやむを得ず訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第20条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙各署名捺印して1通ずつ保有します。

本契約の締結日 令和 年 月 日

甲は、重要事項の交付、説明を受けその内容及び本契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

利用者 住所

氏名

印

代理人；私は本契約の締結行為について同意します

代理人住所

代理人氏名

印

代理理由；（甲の身元引受人・甲が自署できないため署名代行）  
※上記いずれかに○をつけて下さい。

乙は、甲に対しこの契約書に定める事項を遵守し、責任を持って行います。

熊本県天草市佐伊津町1426番地1

おひさまcreate株式会社  
代表取締役 塚元麻理子 印